ハ　空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ　送信空中線の絶対利得は、二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

ホ　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャネル間隔（MHz）	周波数幅（MHz）	漏えい電力（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））
五〇	四七・五二	（一）一三・六
一〇〇	九五・〇四	（一）一〇・六
二〇〇	一九〇・〇八	（一）七・六
四〇〇	三八〇・一六	（一）四・六

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

六　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　略］

ハ　無線チャネルは、単位無線チャネル（搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものである無線チャネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。）を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

［一～五　同上］

六　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　同上］

ハ　無線チャネルは、単位無線チャネル（搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものである無線チャネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。）を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。